

国民健康保険の手続きを忘れずに

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773・6661

春は就職や転職・退職、進学や卒業などにより、健康保険の資格が変わる場合が多くなります。国民健康保険（以下、国保という）の資格が変更になる場合は、変更のあった日から14日以内に、本人（同一世帯の人でも可）による手続きが必要です。忘れずに、市役所で手続きをしましょう。

窓口 市民課、大和・塩沢市民センター

手続きが必要なとき		手続きに必要なもの	
国保に加入する	他市町村から転入した	転出証明書	共通 ・本人確認ができるもの（免許証など） ・マイナンバー（通知カード、マイナンバーカードなど）
	勤務先の健康保険をやめた（被扶養者でなくなった）	社会保険資格喪失連絡票（勤務先で発行）	
国保をやめる	他市町村に転出する	国保の保険証	
	勤務先の健康保険に入った（被扶養者になった）	国保の保険証、勤務先の保険証（または社会保険資格取得連絡票）	
修学のため他市町村に転出する（転出届と同時の手続き）		国保の保険証、在学証明書（原本）または有効期限のある学生証の写し	

※国保加入中に、名前や住所などの記載事項に変更がある場合も手続きが必要です。保険証をお持ちください

退職後、国保の加入手続きをする前にご確認ください（健康保険を選択できる場合があります）

加入する保険の選択先	保険料、国保税など
退職前の健康保険を任意継続する（最長2年）	保険料は、基本的に在職時の2倍（上限あり。被扶養者の保険料はかかりません） 手続きと保険料は、退職前の健康保険の保険者にお問い合わせください。
家族の健康保険の被扶養者になる	保険料はかかりません。 被扶養者になる条件などは、健康保険の保険者ごとに異なります。詳しくは、家族の勤務先の健康保険担当者にお問い合わせください。
市の国保に加入する	前年の所得により国保税を計算。（国保に加入する家族全員分で、国保税を算出） 国保税の計算などは、税務課 市民税係（☎773・6668）にお問い合わせください。

国保の加入手続きが遅れると

加入日は勤務先の健康保険の資格喪失日です

- ・加入日にさかのぼって国保税が課税されます。（1回の納付額が高額になる場合があります）
- ・国保の保険証が発行されるまで、医療機関の窓口負担は全額自己負担となります。（領収書を持参し、市役所で手続きをすることで、保険者負担分を給付します）

国保の脱退手続きが遅れると

資格喪失日は勤務先の健康保険への加入日です

- ・国保税と勤務先の健康保険料を二重に支払うことがあります。（納め過ぎた分は、手続き後に還付します）
 - ・資格喪失後に誤って国保の保険証で医療機関を受診した場合は、国保が負担した医療費を返していただくこととなります。（勤務先の健康保険で手続きをすると、保険者負担分を給付）
- ※勤務先の保険に加入が決まったら、国保の保険証を使わずに、保険の切替え手続き中であることを医療機関に申し出の上、受診してください